

「年収の壁」について～103万円・106万円・130万円・150万円の壁とは？所得税法上の扶養と被用者保険(いわゆる社会保険)上の扶養とは？～

以下、妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合を事例として挙げています。

● 所得税法上の扶養の意味するところ

妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合で考えると、妻が夫の被扶養配偶者となることで、夫が所得税法上の「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用を受けることができ、それによって、夫の所得税、さらにはその住民税の節税に繋がることになります。

下記3種類の画像は、(表1)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表」、(表2)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」、(表3)が「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の基礎控除額の表」「令和4年分(令和5年分)(令和6年分)の扶養控除額等の表」です。それぞれPDFを添付しています。ご参照の上、読み進めていただければと思います。

(表1)

(表2)

(表3)

The image displays three screenshots of Japanese tax tables. The first screenshot (Table 1) shows a table with columns for 'Spouse's Income' and 'Spouse's Deduction', listing various income levels and their corresponding deduction amounts. The second screenshot (Table 2) is a large table with multiple columns for 'Salary and Allowance' and 'Deductions', providing detailed calculations for different income brackets. The third screenshot (Table 3) shows a table for 'Basic Exemption' and 'Support Exemption', detailing the amounts for different family status categories.

● 被用者保険(いわゆる社会保険)上の扶養の意味するところ

妻が専業主婦で夫がその妻を扶養している場合で考えると、妻が夫の被扶養配偶者として公的に認定されれば、妻自身が仮にパートやアルバイトなどの給与収入があっても、その中から健康保険料や厚生年金保険料が控除されることなく、しかも、夫が加入している協会けんぽや健康保険組合に夫の被扶養配偶者として妻も加入でき、よって医療保障を受けることができたりします。国民年金法上の「第3号被保険者(第2号被保険者である夫の被扶養配偶者)」として国民年金保険料を納付しなくても「老齢基礎年金等」を受給できる場合があります。

妻がパートやアルバイトなどで給与収入を得ると、場合によっては被用者保険に加入しなければならないことがあります。すなわち、得られた給与収入から健康保険料・厚生年金保険料が控除され手取り額が減ってしまうため、それだけを見ると妻にとっては夫の被扶養配偶者のままでいたほうが得ではないかと考えてしまいます。

● そこで、「年収の壁」について見ていきます

① 103万円の壁について

妻のパートやアルバイトなどの給与収入が103万円以下であれば、夫は**38万円**の「**配偶者控除**」を受けることができます。(表1)の「配偶者控除」欄を見ると、夫の合計所得金額が900万円以下(夫が給与だけの収入であれば、その収入金額としては1,095万円以下になります)の場合で、妻の合計所得金額が48万円以下(妻が給与だけの収入であれば、その収入金額としては103万円以下になります)の場合では、38万円とされています。

また、妻の給与収入が103万円以下であれば所得税は課税されません。というのは、103万円以下であれば、(表2)では、給与等の金額欄の551,000円以上1,619,000円未満の範囲に入り、その場合には「給与所得控除」額である550,000円が控除され、さらに(表)3にある「基礎控除」額である480,000円(所得者(妻)の合計所得金額が2,400万円以下の場合)が控除されて差引0円になるからです。

しかし、夫の「配偶者控除」は、妻の給与収入が103万円超になると適用されなくなると同時に、妻自身に対しては所得税が課税される場合があるのです。これが「**103万円の壁**」と言われているところです。

なお、妻の給与収入が103万円(給与所得金額で見ると48万円)以下であっても、夫の給与収入が1,095万円(給与所得金額で見ると900万円)を超えると、「配偶者控除」額は段階的に減額され、1,195万円(給与所得金額で見ると1,000万円)を超えると「配偶者控除」だけでなく、②で述べる「配偶者特別控除」についてもその対象外になってしまいます。

② 先に、150万円の壁について見ていきます

妻の給与収入が103万円を超えても150万円以下であれば、夫は**38万円**(夫の合計所得金額が900万円以下(夫が給与だけの収入であれば、その収入金額としては1,095万円以下になります)の場合)の「**配偶者特別控除**」の適用を受けることができます。「配偶者特別控除」は、妻の給与収入が150万円(給与所得金額で見ると95万円)を超えて2,015,999円(給与所得金額で見ると133万円)以下では段階的に減額されます。つまり、「**150万円の壁**」というのは、夫が満額の「配偶者特別控除」を受けるための分岐点になることを意味します。

③ 会社の規模によっては被用者保険に加入することになる106万円の壁について

妻が勤務する会社の規模、つまり一定以上の従業員(正社員など既に被用者保険の対象となっている従業員(いわゆるフルタイムの通常の労働者や週所定労働時間が通常の労働者の3/4(30時間)以上の短時間労働者の数で算定します))の数が501人以上(なお、令和4年10月1日からは101人以上、令和6年10月1日からは51人以上と会社の規模要件が引き下げられていきます)の場合、給与収入が106万円(88,000円※1×12=1,056,000円≒1,060,000円)以上になると被用者保険に加入することになります。つまり、「**106万円の壁**」というのは、被用者保険に加入しなければならない壁となります。

この106万円の壁が適用される要件については、[「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律について」](#)の「[① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべ](#)

[き事業所の企業規模要件を段階的に引き下げる。」](#)をご参照下さい。

たとえば、兵庫県在住の40歳代で年収108万円(月9万円)(標準報酬月額88,000円とします)の場合、[2022年\(令和4年\)3月\(令和4年4月納付分\)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表](#)(参考までに、[\(2023年\(令和5年\)3月\(令和5年4月納付分\)\)](#)と[\(2024年\(令和6年\)3月\(令和6年4月納付分\)\)](#))で算出すると、健康保険料(介護保険料を含む。40歳からは介護保険料の負担を要します)5,179円(5,275円)(5,183円)(労使折半)+厚生年金保険料8,052円(変更なし)(同)になりますので、年間では(5,179円(5,275円)(5,183円)+8,052円)×12か月=158,772円(159,924円)(158,820円)となり、年収108万円に占める割合は14.7%(14.8%)(14.7%)です。なお、所得税や住民税についてはここでは考慮しませんが、この年収であれば、仮に毎月の給与から源泉所得税が控除されていたとしても、各種所得控除があるとすると年末調整においてすべて還付されることになるものと思われます。住民税についても非課税(均等割も)になるものと思われます。

※1 この中に含まれないものは下記の通りとなります。

- ・臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(例えば、結婚手当や賞与など)
- ・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(例えば、割増賃金など)
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金(例えば、精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

④ 健康保険法上の被扶養配偶者の認定基準に基づく130万円の壁

<収入の基準※2>

妻が夫の被扶養配偶者となるためには、「主として被保険者(夫)の収入によって生活していること」、つまり、被保険者(夫)との間で生計維持関係があることが必要です。

同居している場合	別居している場合
① 対象者の年収が130万円(60歳以上又は障害者は180万円)未満 かつ ② 被保険者の収入の2分の1未満であること	① 対象者の年収が130万円(60歳以上又は障害者は180万円)未満 かつ ② その額が被保険者からの援助額よりも少ないこと

※2 夫の被扶養配偶者で国民年金法上の第3号被保険者である妻についても、上記の<収入の基準>を勘案して、夫の被扶養配偶者としての認定を行うことになっています。

ということで、上記の会社の規模などの要件に該当しない場合でも、妻の給与収入が130万円以上になるとすべての人が被用者保険に加入することになります。これが**130万円の壁**と言われているところです。

● 被用者保険の加入にはメリットもあります

妻の給与収入の手取り額が減ってしまう可能性があるのは被用者保険上の夫による扶養から外れた時で、つまり、年収の壁のうちの 106 万円の壁や 130 万円の壁を打ち破ってしまった時にその影響が大きくなるわけです。

健康保険料(+介護保険料)や厚生年金保険料が給与から控除され、手取り額が減ってしまうことだけについて意識が囚われがちになりますが、実はいいこともあるわけです。

① 健康保険による保障が手厚くなります

夫の扶養に入ると対象外ですが、妻自身が被保険者として健康保険に加入することで「傷病手当金」「出産手当金」といった給付を受け取ることができる場合があります。

「**傷病手当金**」とは、病気やケガで仕事を休まざるを得なくなり、事業主から十分な報酬(一般的には無報酬の場合が多いものと思われま)が受けられない場合にその休業中の生活を保障するために支給されるものです。なお、詳細については、[こちら](#)(協会けんぽのホームページから引用)からどうぞ。

また、「**出産手当金**」とは、出産のため産前産後の間仕事を休み、その間事業主から十分な報酬(一般的には無報酬の場合が多いものと思われま)が受けられない場合に、原則として、出産日以前 42 日(多胎の場合は 98 日)から出産日後 56 日までの間において仕事を休んだ日数分が支給されるものです。なお、詳細については、[こちら](#)(協会けんぽのホームページから引用)からどうぞ。

② 老齢・障害・遺族厚生年金が支給される場合があります

夫の扶養の下での国民年金法上の第 3 号被保険者のままでは、同法上の基礎年金しか支給されませんが、妻自身が厚生年金保険に加入することで、それら基礎年金に上乘せして、それら厚生年金が支給される場合があるわけです。つまり、年金額を増やせるわけです。

なお、遺族基礎(厚生)年金の場合は、妻の死亡によりその遺族に対して支給されます。

● 最後に

妻の置かれた状況は個々に違うわけですから、一律的なことは言えませんが、これら年収の壁をよく理解し、デメリット・メリットを十分吟味の上、ご自身の働き方に対するお考えやライフスタイルなどを考慮に入れて、果ては老後のことも視野に入れながらご自身に合った働き方を考えてみてはいかがでしょうか？

以上